

東日本大震災の被災地への企業立地について

被災地への企業立地には、**非常に優遇された立地支援**があります。

 は福島県向け支援措置

新規立地・増設に対する支援 —— 企業立地補助金

- * 新規立地・増設に際して、企業立地補助金による強力な支援を受けられます。
 - ◇ 初期の工場立地(新規立地・増設)に係る経費^{※1}を、原則、**最大30億円まで支援**。
 - ◇ 優遇された補助率 —— **補助率最大3/4**。※1: 用地取得費、設備投資費用、建屋建設費用等
- * 福島県の避難指示区域等では、**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金**により、**補助対象が小売業等の店舗にも拡大され、社宅の整備も可能**となっています。

補助金 ^{※2}	対象地域	補助対象・業種	補助率	
			中小企業	大企業
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (福島県の原子力災害被災12市町村向け)	避難解除区域(解除後1年以内)、避難指示解除準備区域、居住制限区域等、認定特定復興再生拠点区域	対象: 土地、建物、設備、社宅等 業種: 製造業、物流施設、卸・小売業、飲食業、生活関連サービス業等	3/4以内	2/3以内
	避難解除区域(解除後1年超)		2/3以内	1/2以内
ふくしま企業立地補助金 (福島県のその他の市町村向け)	津波浸水地域(いわき市、相馬市、新地町等)	対象: 設備 業種: 製造業	1/2以内	1/3以内
	その他の地域(福島市、郡山市、会津若松市等)		1/3以内	1/4以内
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の被災地向け)	岩手県・宮城県・福島県の津波浸水地域、茨城県北茨城市	対象: 土地、建物、設備等 業種: 製造業、物流施設等	1/2以内	1/3以内
	福島県(避難指示区域等を除く)のその他の地域(福島市、郡山市、会津若松市等)		1/3以内	1/4以内
	青森県・茨城県の津波浸水地域		1/4以内	1/5以内

※2 これらの補助金の活用のためには、投資額に応じ、新規に地元の者を一定数雇用していただくことが必要となります。

雇入れに対する支援 —— 事業復興型雇用確保事業

- * 産業政策と一体となって行う被災3県求職者の雇入れについて、助成金が受けられます。
 - ◇ **1人当たり最大225万円、1事業所2,000万円を上限**に支給
- * 被災地外の求職者も含めた雇入れについて、住宅支援費の助成金が受けられます。
 - ◇ **年額240万円(補助率3/4)まで**、1年ごとに最大3回支給

補助金	対象地域	1人当たり上限額	1事業所当たり上限額	補助率
雇入れ費助成	福島県の15市町村(12市町村、いわき市、相馬市、新地町)	225万円 (3年間の合計)	2,000万円 (3年間の合計)	定額
	岩手県の沿岸部、宮城県の沿岸部、福島県(15市町村を除く)	120万円 (3年間の合計)	2,000万円 (3年間の合計)	定額
住宅支援費助成	岩手県の沿岸部、宮城県の沿岸部、福島県	—	240万円 (1年)	3/4

原子力災害被災地域での新規創業支援

- * 福島県の原子力災害被災12市町村での創業や12市町村外からの事業展開に係る経費(設備投資等)を支援します。

事業名	対象地域	補助率	上限額
原子力災害被災地域における創業等支援事業	福島県の12市町村	2/3以内	300万円

福島イノベーション・コースト構想の具体化 —— 実用化開発支援

- * 福島県の15市町村(12市町村、いわき市、相馬市、新地町)における福島イノベーション・コースト構想の重点分野に係る民間企業等の実用化開発等に対して支援を行います。

事業名	対象地域・事業	補助率	
		中小企業	大企業
地域復興実用化開発等促進事業	福島県の15市町村において実施される実用化開発等※	2/3以内	1/2以内

※ 15市町村域外の企業は、15市町村域内の企業等と連携して実施する場合があります。

税制・金融上の特例措置

- * 被災地で工場等の新增設や雇用を行う場合、税制・金融上の特例※1が受けられます。

※1 復興特区法による税制上の特例は平成32年度まで

【国税】

特例※2	対象地域※3	概要
①設備投資に係る特例 (機械等を取付した場合の特別償却又は税額控除)	福島県	特別償却(25%~即時償却)又は税額控除(8~15%)
	福島県以外	特別償却(17~34%、25~50%※4)又は税額控除(6~10%、8~15%※4)
②雇用に係る特例 (被災雇用者等を雇用した場合の税額控除(5年間))	福島県	税額控除10%(避難解除区域等※5は20%)
	福島県以外	税額控除(7%、10%※4)
③新規立地促進税制	福島県	避難解除区域等における事業再開の準備金積立額の損金算入及び再投資時の特別償却
	被災地	新設法人の準備金積立額の損金算入及び再投資時の特別償却
④研究開発に係る特例	被災地	開発研究用資産を取得した場合の特別償却及び税額控除

※2 ①②③は、いずれか選択適用。

※3 復興特区法に基づき地方公共団体が設定した「復興産業集積区域」(工業団地等)への立地かつ指定した業種に限ります。

また、福島県における避難解除区域等(居住制限区域、避難指示解除準備区域、避難解除区域、認定特定復興再生拠点区域)については、福島特措法に基づき福島県知事による認定若しくは確認を受けた事業者かつ指定した業種に限ります。

※4 復興特区法等で定める「雇用等被害地域」を含む市町村の区域内に限ります。

※5 居住制限区域、避難指示解除準備区域、避難解除区域、認定特定復興再生拠点区域。

【地方税】

(地方税の課税の特例については、各地方公共団体にお問い合わせください。)

【利子補給】

- * 復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)を受けられます。